

令和8年度山形県認知症介護実践者等養成事業基本仕様書

1 目的

介護職員及び介護サービス事業開設者等を対象とした研修の実施により、認知症介護技術の向上と認知症介護の専門職員の養成を行うことで、認知症高齢者に対する質の高い充実した介護サービスの提供を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

3 事業の内容

別添「認知症介護実践者等養成研修等の概要」に掲げる研修を実施する。

4 委託業務の内容

委託に付する業務は以下のとおりとする。

なお、研修の実施にあたり必要な事項で、以下に記載のないものについては、受託者と県との協議の上でこれを決定し、実施するものとする。

- (1) 研修カリキュラム作成
- (2) 講師及び認知症介護指導者の選定並びに依頼
- (3) 研修日程の設定
- (4) 会場の選定及び確保
- (5) 受講者へのカリキュラム等の通知
- (6) 研修受講料の受領
- (7) 事前アンケートの取りまとめ
- (8) 外部施設実習受入れ先の調整及び当該施設への依頼
- (9) 講師への資料作成等の依頼
- (10) 研修資料等の作成及び配布
- (11) 研修の実施（修了証書の交付を含む）
- (12) 上記に係る謝礼、費用等の支払い
- (13) 各実習に係る受講者、指導者、実施主体に対する成果評価
- (14) 受講修了者名簿の作成
- (15) 令和9年度導入予定の新カリキュラムに関する検討（現状分析、課題抽出、新カリキュラムの構成及び導入手法の検討等）
- (16) その他研修の実施にあたり必要な事項

※ 以下の各業務は、県において行うものとする。

- ・ 受講者の決定
- ・ 修了証書の作成
- ・ その他研修の実施にあたり受託者において処理しがたい事項

※ (13) における成果評価は、各研修につき、1回以上実施し、県へ報告すること。

なお、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修については、認知症介護研究・研修仙台センターが提示する評価の方法や指標を参考にし、実施すること。

5 県への報告等

(1) 受託者から県に対する報告

受託者は、研修開始前に実施計画書を作成し、県に提出すること。また、研修終了後は速やかに、受講修了者名簿、事業実績書、各研修における成果評価報告書及び委託料精算書を完了報告書に添えて提出するものとする。

(2) 県による実施状況の把握等

県は必要に応じて、受託者に対し、研修の実施状況について報告を求め、実施状況を把握するために立入検査を実施し、適当ではない事項については、改善指導を行うことがある。

6 留意事項

(1) 研修実施にあたって受託者が留意しなければならない事項

- ① 受託者は、関係規定及び研修の趣旨を踏まえた上で、認知症介護指導者（認知症介護研究・研修センターが実施する認知症介護指導者養成研修を修了した者をいう。）の協力を得て、研修を実施すること。
- ② 研修日程は受講者、講師等に無理のないよう適切に設定すること。
- ③ 受講者に対し、中立・公平な立場で研修を実施すること。
- ④ 研修実施状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- ⑤ 研修実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認めた場合は、県と協議を行うこと。

(2) 労働関係法令の遵守

受託者は、業務従事者を雇用する際は、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。

(3) 秘密の保持

受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該職員の退職後にあっても同様とする。

(4) 受講料収入及び委託料について

受講料（見込額5,336,200円）は、受託者の収入とする。また、委託料は、当該事業に係る経費の実支出額から受講料収入を差し引いた金額と提案上限額とのいずれか低い額とする。

(別添) 認知症介護実践者等養成研修等の概要

研修名称	認知症介護実践研修 (実践者研修)	認知症介護実践研修 (実践リーダー研修)
対象者	認知症高齢者の身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者（実務経験が概ね2年以上の者）	介護業務に概ね5年以上従事した経験を有し、実践者研修を修了して1年以上経過した者 介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から10年以上経過し、5年以上の実務経験を有する者
研修回数	3回	1回
研修時間	講義・演習 1,440分 実習 4週間 全体報告会 180分	講義・演習 1,860分 実習 4週間 全体報告会 420分
受講料	22,400円／人	23,400円／人
研修会場	県内の適切な会場で3回	県内の適切な会場で1回
受講予定者数(合計)	150名	50名
研修内容	「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発0331007 厚生労働省老健局計画課長通知)に示す「標準カリキュラム」に沿った構成及び内容とするが、これにより難い場合は県と協議を行うものとする	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に明記のない仕様については、厚生労働省及び県が定める各種要綱・関係通知による。なお、要綱・通知の改正に伴い、研修時間・カリキュラム等に変更があった場合は、県と協議を行うものとする。 ・受講予定者数は目安とし、研修の運営において支障がない限り増員して実施することは差し支えない。また、複数回実施する研修において、各回の定員は同数でなくとも構わない。 ・参加者の受講しやすい環境づくりのため、オンライン（Zoom等）を使用して開催しても差し支えない。 ・受講料収入見込み額は、上記の受講予定者数の範囲内で過去の受講実績等を元に積算している。 	

研修名称	認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業管理者研修	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
対象者	<p>以下の施設の代表者 (就任予定の者を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 ・指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 	<p>以下の施設に勤務する管理者（就任予定の者を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 ・指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 ・指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 	<p>以下の施設に勤務する計画作成担当者(就任予定の者を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
研修回数	1回	2回	2回
研修時間	講義 360分 職場実習 480分	講義 540分	講義・演習 540分
受講料	26,400円／人	17,600円／人	17,600円／人
研修会場	県内の適切な会場で1回	県内の適切な会場で2回	県内の適切な会場で2回
受講予定者数(合計)	10名	70名	50名
研修内容	「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発0331007 厚生労働省老健局計画課長通知)に示す「標準カリキュラム」に沿った構成及び内容とするが、これにより難い場合は県と協議を行うものとする		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に明記のない仕様については、厚生労働省及び県が定める各種要綱・関係通知による。なお、要綱・通知の改正に伴い、研修時間・カリキュラム等に変更があった場合は、県と協議を行うものとする。 ・受講予定者数は目安とし、研修の運営において支障がない限り増員して実施することは差し支えない。また、複数回実施する研修において、各回の定員は同数でなくとも構わない。 ・参加者の受講しやすい環境づくりのため、オンライン（Zoom等）を使用して開催しても差し支えない。 ・受講料収入見込み額は、上記の受講予定者数の範囲内で過去の受講実績等を元に積算している。 		